

北海道補給処公示第3号  
平成29年 4月 3日  
北海道補給処公示第5号  
平成29年10月18日  
一部改正：北海道補給処常統公示第1号  
平成31年 2月 1日  
令和5年 2月 1日  
令和5年 3月 3日  
令和5年 5月 9日  
令和6年 4月 1日

## 公 示

北海道補給処が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、下記の要件に該当するため、じ後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業がありましたら、入札及び契約心得（陸幕会第948号。令和5年9月11日）を参照の上、別記様式「装備品オーバーホール契約への新規参入申込書」に必要な書類を添付して第2項の提出先までご提出ください。

なお、当該契約への申込者が複数ある場合、指名競争契約を実施して契約相手方を決定するとともに、対象契約一覧表から削除します。

### 記

#### 1 新規参入の申し込みに必要な要件

対象契約一覧表中の各該当する契約において、武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者が一者に限られる武器に係る調達

#### 2 提出先

〒061-1393 北海道恵庭市西島松308番地  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課 審査班長  
電話 0123-36-8611（内線5353）

添付資料：別記様式  
対象契約一覧表

装備品オーバーホール契約への新規参入申込書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊 殿

所在地  
会社名  
代表者名  
担当者名  
連絡先

当社は、北海道補給処調達会計部が行う随意契約への新規参入の申し込みについて（北海道補給処常統公示第 号。令和 年 月 日）の対象契約一覧表掲載番号 の品目に関し、新規参入の申し込みに必要な要件を満たしているので、証明する書類を添えて応募します。

添付書類：

※ 要件を満たすことを証明するために添付する書類の名称を記載する。

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

## 対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	削除日 (削除の理由)
1	90式戦車オーバーホール	29.4.3	90式戦車オーバーホールに必要な武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
2	89式装甲戦闘車オーバーホール	29.4.3	<del>89式装甲戦闘車オーバーホールに必要な武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者</del>	2.3.31 (北海道補給処において、今後契約の予定がないため)
3	90式戦車回収車オーバーホール	29.4.3	90式戦車回収車オーバーホールに必要な武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
4	99式自走155mmりゅう弾砲（車体部）オーバーホール	29.4.3	99式自走155mmりゅう弾砲（車体部）オーバーホールに必要な武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
5	120mm戦車砲オーバーホール	29.4.3	120mm戦車砲オーバーホールに必要な武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
6	99式自走155mmりゅう弾砲オーバーホール	29.4.3	99式自走155mmりゅう弾砲オーバーホールに必要な武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
7	96式装輪装甲車オーバーホール	29.4.3	<del>96式装輪装甲車オーバーホールに必要な武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者</del>	31.1.31 (北海道補給処において、今後契約の予定がないため)

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	削除日 (削除の理由)
8	89式装甲戦闘車用砲部オーバーホール	29.4.3	<del>89式装甲戦闘車用砲部オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者</del>	2.3.31 (北海道補給処において、今後契約の予定がないため)
9	87式偵察警戒車オーバーホール	29.4.3	<del>87式偵察警戒車オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者</del>	31.1.31 (北海道補給処において、今後契約の予定がないため)
10	87式偵察警戒車用砲部オーバーホール	29.4.3	87式偵察警戒車用砲部オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
11	96式自走120mm追撃砲オーバーホール	29.4.3	<del>96式自走120mm追撃砲オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者</del>	31.1.31 (北海道補給処において、今後契約の予定がないため)
12	化学防護車（装輪）オーバーホール	29.4.3	<del>化学防護車（装輪）オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者</del>	31.1.31 (北海道補給処において、今後契約の予定がないため)
13	91式戦車橋オーバーホール	29.4.3	<del>91式戦車橋オーバーホールに必要となる武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者</del>	6.3.31 (北海道補給処において、今後契約の予定がないため)
14	87式自走高射機関砲特別整備	29.10.18	87式自走高射機関砲特別整備に必要となる武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	

## 対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	削除日 (削除の理由)
15	10式戦車オーバーホール	5.3.3	10式戦車オーバーホールに必要な武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	
16	120mm戦車砲砲座付き（10式戦車用）オーバーホール	5.5.9	120mm戦車砲砲座付き（10式戦車用）オーバーホールに必要な武器等製造法（昭和28年法律145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるため、申請中である者	